

平成29年9月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。

- ② ヘッドホンやイヤホンを使用し、大音量で音楽を聴いたりしながら自転車を運転することは禁止されている。

- ③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。

- ④ 自転車で歩道を通行するときは、歩行者に注意を呼びかけるため、こまめに警音器（ベル）を使用する。

- ⑤ 自転車で走行中、後ろから緊急自動車が近づいてきたとき、交差点やその付近では、交差点を避けて道路の左端に寄つて一時停止する。

交通 安 全 テ ス ト

平成29年9月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従つて横断する。【○】

A：歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならぬ。

- 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略	1 省略	1 省略
2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、道路の横断を始めはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	2 自転車は、直進をし、又は左折することができる。
3 省略		
4 省略		

- 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、自転車はその歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

② ヘッドホンやイヤホンを使用し、大音量で音楽を聴いたりしながら自転車を運転することは禁止されている。【○】

A：ヘッドホンなどで大音量の音楽を聴きながらの運転は禁止されています。

- 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）
警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

<指導のポイント>

イヤホン等を使用して、緊急自動車の接近や警察官の再三の指示に気がつかないなどの状態であれば、イヤホン等の使用が両耳、片耳にかかわらず、またその音量の大小を問わず違反となります。

③ 夜暗くなつてから自転車を運転するときに、周りが街灯などで明るい場所では自転車のライトをつける必要はない。【×】

A：周りが街灯などで明るくても、夜間に自転車を運転する時はライトをつけなければなりません。

- 道路交通法第52条第1項（車両等の灯火（抜粋））
車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）、道路にあるときは、政令（道路交通法施行令第18条 道路にある場合の灯火）で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令（道路交通法施行令第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合）で定める場合（トンネルなど）においては、夜間以外の時間にあっても、同様とする。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1（自転車に乗るに当たっての心得）
(9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意）
(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

また、自転車のライトは暗い夜道を照らすためだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行している自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせる事ができます。

暗くなり始めたら早めに、自転車のライトを点灯させましょう。

④ 自転車で歩道を通行するときは、歩行者に注意を呼びかけるため、こまめに警音器(ベル)を使用する。【×】

A：注意を呼びかけるために、ベルを鳴らしてはいけません。

● 道路交通法第54条（警音器の使用等）

第1項 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

第1号 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。

第2号 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。

第2項 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(12) 警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を避けるためやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

＜指導のポイント＞

歩道は歩行者優先です。

また、歩行者の通行を妨げるおそれがある時は、一時停止しなければなりません。

歩行者に対して、注意を呼びかけたり、道を譲ってもらうためにベルを鳴らしてはなりません。

⑤ 自転車で走行中、後ろから緊急自動車が近づいてきたとき、交差点やその付近では、交差点を避けて道路の左端に寄つて一時停止する。【○】

A：交差点やその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、道路の左側に寄つ

て一時停止しなければなりません。

● 道路交通法第40条第1項（緊急自動車の優先（抜粋））

交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、路面電車は交差点を避けて、車両（緊急自動車を除く。）は交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

＜指導のポイント＞

パトカーや救急車等の緊急自動車が近づいてきたときは交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しましょう。